

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

伝統ある地場産業を活かした安全安心まちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県、鹿沼市

3 地域再生計画の区域

鹿沼市の全域

4 地域再生計画の目標

鹿沼市は、栃木県の中西部に位置し、東京から100km、平成18年1月1日、隣接する栗野町との合併により、人口約10万3千人、面積490.62km²の規模を有する広大な地域となった都市である。東部地域は、県都宇都宮市と接すると共に、南北に伸びる東北自動車道により、首都圏を含む広域との連携が可能で、中心市街地や産業関連施設のほか、レクリエーション施設など多種多様な施設が集積し、南部には、緑豊かな田園地帯とサツキ等の花木栽培やイチゴ・ニラ等、施設園芸作物の産地が広がっている。また北西部には、前日光県立自然公園に指定された日光連山からの豊かな自然が連なり、県内有数の清流である大芦川が流れるなど、市域の約68%を占める広大な緑の空間が広がっている。

平成18年の2市町の合併による新しい鹿沼市のスタートにあたり策定した、第5次鹿沼市総合計画「かぬまステップアップビジョン」に基づく、人と自然が調和した“元気なまち・かぬま”を実現するため、平成19年度から5年間の事業期間で5つの基本施策を定め、現在様々な事業を展開しているところである。この地域再生計画も、総合計画の中の「躍進する産業がリードする“活力ある産業都市づくり”」や「豊かな自然と人々が共生する“快適な環境都市づくり”」に該当するものである。

また、平成18年3月に認定された地域再生計画「豊かな自然と産業が調和する“元気なかぬま”まちづくり計画」に基づく、合併した栗野地域と旧鹿沼地域の道路ネットワークの整備を図ってきたことにより、レクリエーション施設等を介した交流人口の増加が見られ、新鹿沼市として今後更なる一体化が期待される。

しかし、西北部の山間地域や南部の農村地域では、少子高齢化の進行等による後継者不足で森林資源や農地の荒廃が深刻な問題となっており、地場産業である農業や林業、木工業の活性化を図ることが重要な課題となってきた。歴史的には、例幣使街道の宿場町として栄え、特に木工業は、日光東照宮の造営や修理に使われた技術が、二十数台の絢爛豪華な彫刻屋台として現在に残っており、その技は鹿沼組子、鹿沼寄木といった形で全国に誇れる産業として伝承されている。そして本市東部には、木工業を集

積し製造販売を行っている木工団地があり、伝統産業の紹介や地場産業のPRや製品の販売を目的に、今年で35回を数える年1回の木工団地祭りを近年2万人規模の来客数で行っているが、昭和41年に造成された団地内道路は、老朽化による損傷が著しく、物流や集客イベントに支障をきたすほどである。そのため、団地内道路を全面的に補修し、本市西北部や南部から市街地へのアクセス道路の整備を行い、地場産材の生産地と加工製造する地区や、農産物の生産地と消費地である市街地を結ぶ道路の交通を円滑にすることで、地場産業の活性化を図る必要がある。また、上永野地区と中粕尾地区を結ぶ、林道与州加戸沢線を整備し上永野地区の袋小路を解消し、両地区間の連携や山村地域の振興を図り、既存の林道の法面保全による通行時の安全確保と回遊性を向上させることにより、森林の多面的な機能の増進を図る必要がある。

以上により、鹿沼市の伝統産業である木工業施設の周辺道路と、本市西北部に広がる豊かな森林資源を守り育てるための林道を整備すると共に、周辺の幹線市道を一体的に整備することで、地場産材を活かした地場産業の活性化と安全安心なまちづくりを図るものである。

目標1 木工団地への集客力向上

(イベント時の集客数10%増、木工団地祭り2万人から2万2千人超へ)

目標2 市街地へのアクセス幹線の整備

(ルート走行時間の短縮、市南部、西部から市街地まで2分短縮、大門宿交差点からJR鹿沼駅まで12分から10分へ)

目標3 森林整備の推進

(平成23年度以降開設した林道の利用区域面積の10%以上の森林整備
(平成27までの5年間の合計))

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

鹿沼木工団地は昭和41年に個人施工の区画整理事業で整備され36.1haの広さを有しており、平成11年3月には、木工業の振興を図るため地区計画を作成し、用途地域を工業専用地域から流通・販売等生産活動を支援できる工業地域へと変更して

いる。損傷が著しい団地内道路を全面的に補修し本来の機能を回復することで、歩行者やイベント時などの来客者の安全を確保し集客力の向上を図る。また、市街地と西北部の山間地域、南部の農村地域と市街地のアクセス向上のため、市域の東西を結ぶと共に本市と宇都宮市を直結する主要地方道宇都宮鹿沼線の開通に合わせ、交差点形状に問題のあった市道 0344 号線を改良し、市南部域と市街地を直結する市道 0020 号線を合わせて改良し、周辺地域と市街地を結ぶ安心安全な道路ネットワークを構成する。

さらに、林道与州加戸沢線、林道前日光線、林道河原小屋三の宿線の整備を実施することにより、森林整備を促進し、森林の多面的な機能の増進や通行安全の確保を図るとともに、隣接地域間の交通ネットワークを形成し、前日光県立自然公園内の各種交流促進施設と板荷地区に平成 19 年度に本格オープンした「いたが楽習の森」鹿沼市自然体験交流センター等の連携促進や、地域間交流の促進及び災害時の迂回路を確保する。

5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別紙の整備箇所を示した図面による。

- ・ 市町村道：道路法に規定する市町村道に昭和 57 年 3 月 15 日に認定済み。
市道 0020 号線、市道 0344 号線、市道 7012 号線
- ・ 林道：森林法による渡良瀬川地域森林計画（平成 18 年樹立）に路線を記載。
与州加戸沢線、河原小屋三の宿線、前日光線

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・ 市町村道（鹿沼市） 鹿沼市
- ・ 林道（鹿沼市） 栃木県

[事業期間]

- ・ 市町村道（平成 23～27 年度）、林道（平成 23～27 年度）

[整備量および事業費]

- ・ 市町村道 4.4 km、林道 4.9 km
- ・ 総事業費 1,666,000 千円（うち交付金 833,000 千円）
（内訳）市町村道 760,000 千円（うち交付金 380,000 千円）

林 道 906,000千円（うち交付金453,000千円）

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「伝統ある地場産業を活かした安全安心まちづくり計画」を達成するため、本市東部地域の産業施設への玄関口となるJR鹿沼駅の公共交通機関としての利便性を向上させ、交通結節点機能の強化を行うことともに、地場産材の需要拡大やPRのため、以下の事業を第6次鹿沼市総合計画に位置づけ総合的に行うものとする。

- 1) JR鹿沼駅東地区の整備
- 2) JR鹿沼駅の利便性を向上させ、本市東部地区の活性化を図る。
- 3) 無秩序な市街地開発を抑制するため、周辺の自然的景観資源を活かしながら都市基盤整備を行い、快適な居住環境の形成を図る。
- 4) 公共施設の木造・木質化を推進し『かぬま材』の需要拡大・PRを実施する
[事業主体] 鹿沼市

6 計画期間

平成23年度～平成27年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

鹿沼市は、4に示す地域再生計画の目標について計画終了後に必要な調査を行い、状況の把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し